

第28回 運営協議会会議録

日時：令和4年12月22日（木）14:00～

場所：奈良県広域消防組合 天理消防署 3階会議室

出席者：首長10人

組合事務局7名（局長・林田補佐・寺垣内補佐・松田係長・伴さん・生駒さん）

局長：・・・管理者よりご挨拶申し上げます。

管理者：師走のお忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。議会はだいたい終わられた感じでございますでしょうか。今年も残すところあとしばらくとなりますが、本日は来年度の予算の方向性についてご確認をいただかないといけないのと、また1月に陳情の予定もしておりますが、昨今の物価高の影響も受けざるを得ないような状況でございます。まだ中間報告的なんでございますけれども、そのあたりについても状況を共有させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

局長：それは議事に入ります前に資料のご確認をお願いしたいと思います。まず初めに本日の会議次第、2番目に令和5年第1回山辺・県北西部広域環境衛生組合の議会定例会議案一覧表、そして3番目といたしまして議案第1号、令和5年度一般会計予算(案)、4番目といたしまして令和5年度一般会計予算に関する説明書(案)、5といたしまして資料1周辺地区環境整備基金申請額の詳細でございます。6番目といたしまして、議案第2号組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について(案)、7番目に議案第3号組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について(案)、8番目といたしまして発議案第1号組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について(案)でございます。そして9番目に資料マテリアルリサイクル推進施設安全祈願祭及び起工式出席者の候補者リストでございます。10番目に資料3マテリアル推進施設工事完了後に実施の家屋調査における補償費が発生した場合の費用負担についての資料です、9番目資料4-1エネマテ両施設の工程表でございます。10番目に資料4-2エネルギー回収型廃棄物処理施設の全体配置図でございます。8番目にマテリアルリサイクル推進施設の全体配置図でございます。9番目といたしまして物価等の上昇にともなう建設工事費の増額についての説明資料でございます。10番目最後といたしまして資料6物価等の上昇に伴う建設工事費の増額の手続きにおける工程表でございます。以上でございますけれども、漏れ落ちはございませんでしょうか。大丈夫でしたら管理者進行をお願いします。

管理者：それでは次第にそって議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。まず1番目なんです、令和5年2月22日に開催を予定しております令和5年の第1回組合定例議会について議案第1号令和5年度の予算を事務局からご説明をお願いします。

補佐：それでは令和5年度の一般会計予算(案)についてご説明の方させていただきます。お

手元にお配りしております「令和5年度の一般会計予算書(案)」というものと「一般会計予算に関する説明書(案)」というものをご用意いただけますでしょうか。まず令和5年度一般会計予算書(案)の方をご覧いただきたいと思います。表紙1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。議案第1号令和5年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計予算についてご説明いたします。

令和5年度山辺・県北西部広域環境衛生組合の一般会計の予算は次に定めるものでございます。第1条 歳入歳出予算にありますとおり、令和5年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ53億626万7千円でございます。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条 一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定めるものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、もう一方の資料でございます「一般会計予算に関する説明書(案)」の10ページと11ページをご覧いただけますでしょうか。

10ページの上段からでございますけれども、1款、議会費、50万円でございます。こちらの内容につきましては、11ページの上段の表にありますとおり、議員報酬のほか旅費、需用費及び委託料、人件費等負担金でございます。

次に10ページの下の方でございます。2款、総務費、2億4,022万3千円でございます。

主な内容といたしましては、13ページの表をご覧いただきたいんですけども、13ページの表の18節負担金補助及び交付金というところで7,702万円がございます。そのうち人件費等負担金が7,524万2千円でございます。これまでと同様に引き続き建築技術職員の増員を含め、事務局職員10名での体制で取り組む予定をしております。

次に13ページの下の方でございます3目 財政管理費におけます18節の負担金補助及び交付金でございますが、7,826万円となっております。これは、周辺地区環境整備基金を活用した事業費でございます。こちらの内容につきましてご説明させていただきますので、配布しております資料1をご覧ください。資料1の表紙にございます周辺地区環境整備基金申請額詳細というところでございますけれども、令和4年10月の申請期間におきまして、組合が実施する事業といたしまして、12の自治会から15件の事業計画書が提出され、事業計画に添付されておりました見積書の価格につきましては、市場価格と大きく変わらないことを事務局において確認させていただいております。なお、申請額の合計が6,522万円となりますが、交付要綱では申請額の20%増までは変更申請を認めていることから、20%を増しました表の下にございますように7,826万円を予算として計上させていただいております。資料1に自治会から提出されました実施計画書を添付しておりますので、また後程ご確認いただければと思います。周辺地区環境整備基金の申請に係る説明は以上でございます。

それでは、「一般会計予算に関する説明書(案)」に戻っていただけますでしょうか。13ページの方ですけども、一番下でございます24節 積立金こちらは、周辺地区環境整備基金積立金に利子を含めまして、7,891万1千円となっております。周辺地区環境整備基金の積み立てにつきましては、令和5年度が最終年度であり、総額1億1,000万

円となりますが、ここから天理市が負担する金額を差し引いた金額を記載させていただいております。

次に14ページと15ページをご覧ください。3款、事業費になります。3款事業費でございますけれども、50億6,154万4千円となっております。

こちらの主な内容といたしましては、15ページの上から3段目でございます、焼却費における12節の委託料として、設計施工監理業務委託料が5,000万4千円、次に、13節の使用料及び賃借料は、事業用地の転貸借料として2,464万8千円を計上しております。この転貸借料につきましては、これまで[]との間で、建設工事開始までの間は賃貸借料の1/2を免除していただいておりますが、令和4年7月から建設工事が開始されたことから、満額で計上しております。

次に、14節工事請負費が40億1,940万円でございます。エネルギー回収型廃棄物処理施設におけます令和5年度の主な工事内容といたしましては、工場棟建設では、地下1階、地上5階建てのうち、ごみピット、灰ピットを含む地下1階から地上4階までの内外装を除く躯体棟上げと、機械設備・電気設備工事一式を予定しております。またプラント設備設置に係る工事につきましては、焼却炉関連、蒸気タービン発電機、灰ピットクレーン、飛灰処理装置、エコノマイザ、誘引送風機等の機器設置及び付帯工事一式を予定しているところでございます。

次に22節でございます、償還金利子及び割引料300万円は、歳入に繰越金としております過年度執行残返還金となっております。

続きまして、2目 粗大・リサイクル費でございますが、粗大・リサイクル費につきましては、7市町村で負担する工場棟と10市町村でご負担いただきます管理棟がございます。

「管理棟に係る建設費」につきましては、10市町村でご負担いただくものとなることから、管理棟に係る建設費の建設工事費及び設計費につきましては、歳入におきまして、10市町村負担となるように、エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る負担金と合算して整理をさせていただいております。

それでは、粗大・リサイクル費の主な内容でございますが、15ページの中段にございます12節の委託料におきまして、設計施工監理業務委託料が2,143万1千円、13節の使用料及び賃借料は、事業用地の転貸借料として天理市負担分を差引きました1,058万2千円を計上しております。

次に、14節の工事請負費9億3,170万円のうち、施設建設費が8億2,170万円、施設設計費が1億1,000万円でございます。マテリアルリサイクル推進施設における令和5年度の主な工事内容といたしましては、敷地造成工事におきまして、事業用地2.2haの既存工作物等の撤去を含む造成工事及び雨水調整池の築造を予定しております。工場棟建設におきましては、地上3階建てのうち、杭工事を含む基礎工事及び鉄骨建て方工事を予定をしているところでございます。

次に、22節の償還金利子及び割引料50万円でございますが、歳入に繰越金としております過年度執行残返還金でございます。

次に、4款、予備費、400万円でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、4ページと5ページをご覧くださいませ

しょうか。4ページの上段の方からでございますが、1款 分担金及び負担金の合計が34億9,629万6千円でございます。内訳といたしまして、まず5ページでございます1節と2節及び4節が経常的な予算に係る関係市町村負担金でございます。各市町村のごみ量によりご負担いただきます、まず上から可燃ごみに関する事務負担金、次に不燃ごみ及び粗大ごみに関する事務負担金、周辺地区環境整備基金積立金等の負担金でございます。続きまして、7ページでございますが、同じく1款 分担金及び負担金の内訳の続きとなりまして、同じく各市町村のごみ量によりご負担いただきます、エネルギー回収型廃棄物処理施設建設費負担金及びマテリアルリサイクル推進施設建設費負担金となっております。

続きまして、同じく6ページと7ページの下段でございますけども、2款、国庫支出金こちらが17億2,820万7千円となっております。これは、循環型社会形成推進交付金でございます。

続きまして8ページと9ページをご覧くださいませでしょうか。3款、財産収入、こちらが2千円となっております、これは、財政調整基金運用収入等でございます。

次に4款、繰入金、7,826万円でございます。これは、先ほど歳出の資料1でご説明させていただきました、周辺地区環境整備基金こちらの事業費として一般会計に繰り入れるものでございます。

次に5款、繰越金、350万円、これは、過年度執行残返還金に充てるものでございます。

次に6款、諸収入、2千円でございますが、内訳といたしまして、預金利子が1千円、コピー使用料として雑入が1千円でございます。

令和5年度一般会計予算に係る議案の説明につきましては、以上でございます。

管理者：はい、ありがとうございます。一点だけ私から補足をさせていただきますが、資料1でご説明した周辺地区環境整備基金なんですけれども、これ私どもの市内で小学校区が樺本校区と山の辺校区というところに分かれておりまして、それぞれ割り当て上限額が、樺本校区7億円、山の辺校区4億円ということでその範囲の中でみなさんに協議をいただいて各自治会の上限を決めてその中において申請をしてくれているという状況であります。樺本校区はこれまでも実際に執行して取り組み始めていただいているんですが、山の辺校区が今回初めての申請なんですけども、ちょっと地番地であります自治会と隣接の自治会で上限額の割り当てをめぐってまださや当てを少し続けてしまっておりまして、今私どもまたちょっと間にはいつてなんとか合意できるかどうかというところを見ております。なので一旦受付てはおるものの山の辺校区については決着はつかなかつたら実際の予算上程時に次に回す可能性というところもございまして、変化があつたらそれが理由だということでご理解下さい。事業そのものについて何かおっしゃってるわけではないんですけれども、岩屋は地番地ということで、一番額が大きく主張されておるんですが、人口は非常に少のうございまして、名阪国道に沿っている石上という地域は人も多いしマテリアルにも非常に近いというような部分もあつて、ちょっとそこの部分で調整を要しております。細かくなりましたが以上でございます。今説明がございました令和5年度一般会計予算(案)について何か皆様からご質問ご意見等ございますでしょうか。

：今説明していただいたこの予算の分について、物価高騰分っていうのはみであるんか。

局長：今回は入ってないです。

管理者：はい、今の時点では入ってません。今日の後ろの方のご相談事項の中で今エネルギー回収型の方について、まず機械部分について言ってきた始めてる状況でございます。額等はまだ見えてないんです。結構大きな額になりそうな、その後程また議論させていただきます。

：わかりました。

管理者：他いかがでございましょう。

：ありません。

管理者：よろしいですか。そしたら一旦スライド等はまだ入ってない状況ですけども、今後の状況次第かな、ただ

局長：これからまた

管理者：いずれにしても補正にたぶん なるでしょうね、時期的には

局長：後程工程も含めて説明させていただきます。

管理者：はい。一旦このかたちで議会の方に諮っていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。続きまして議案の第2号及び議案の3号、発議案1号について個人情報保護に関する法律の改正に伴う条例の改正について事務局から一括で説明をお願いします。

補佐：はい、それでは議事でございます②番ですね、組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、③組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、④組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、3つの議題についてご説明させていただきます。

こちらは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定に基づきまして、今般個人情報の保護に関する法律が改正されたことを受けまして、令和5年4月1日の施行に向けて、関係法令の整理を行うよう通知があったことから、該当するこれら3つの条例について制定するものでございます。資料といたしまして、それぞれ条例案3つつけさせていただいておりますので、また後程ご確認いただければと思います。

なお、④の「組合議会の個人情報の保護に関する条例」につきましては、議会に関する条例となることから、発議案として組合議員の議員の方に提案説明を行っていただく予定をしております。

議案内容の説明は以上でございますが、2月22日の定例会に向けまして、2月初旬より、各市町村様から選出いただいております組合議員に、事務局から直接ご説明に回らせていただきます。その際に、市町村長様分の議案一式をお届けさせていただきますので、議会当日にお持ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。

管理者：はい、ありがとうございます。個人情報保護法の文言合わせになりますけども、何か皆様からご質問等ございますでしょうか。では特にございませんでしたら事前説明も含めて今説明があった通り運ばさせていただきますのでよろしくお願いいたします。続きまして3番目でございますけれども、事務局から協議事項がございます。協議事項の1つ目として起工式の来賓について、事務局からお願いします。

係 長：はい、お手元の資料2をご覧ください。マテリアルリサイクル推進施設建設工事に伴う起工式を令和5年2月23日に予定いたしまして、本資料は、起工式の出席者候補リストとなります。表の左より順に、出席者候補、エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事における起工式出席者及び本件出席候補者を示しております。前回から変更する部分は、学識経験者であります[REDACTED]の[REDACTED]様を除く案となっております。本案の可否につきまして、ご協議をお願いいたします。以上です。

局 長：ただいま説明した内容の補足といたしまして、県の案内状を差し上げたんですけども、基本的に県は起工式にはどこも参加しないということでございますので、外させていただきます。

管理者：ちょっとエネルギーの時はそこがわかってなかったものですから、案内状だけはお送りしましたが、今回はそういうルールだということでお送りしないということでもあります。何か皆様からご質問ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。マテリアルではありますけども、啓発施設もございますし、事務局部分もありますんで、同じように10市町村のみなさんでしっかりとやれたらと思っております。寒い時期でございますんで、寒さ対策だけはちゃんとやるようにしますので、よろしくお願いいたします。続きまして協議事項の2つ目であります建設工事に伴う近隣家屋に影響が生じた場合の補償について事務局からお願いします。

係 長：はい、お手元の資料3をご覧ください。令和7年5月の施設稼働に向け、マテリアルリサイクル推進施設建設工事と並行し、天理市事業エリアにおいても建設工事を行うことから、両工事の完成に合わせ、工事による影響の有無を確認する近隣住宅の家屋調査を組合にて行う予定としております。万が一、工事の影響により、補償が必要となり、原因が特定出来ない場合をご提示いたします。

補償費の負担方法につきましては、本文3行目以降に記載の通り、補償費を天理市及び組合にて負担し、負担額の算定につきましては、補償費を全体敷地面積における天理市事業エリア、組合事業エリアの敷地面積にて按分し、組合負担は7市町村を対象としておりま

す。なお、原因が特定できる場合は、原因者にて補償費を負担いたします。以上が事務局案でございます。補償費の負担方法につきまして、ご協議をお願いいたします。以上です。

管理者：はい、近隣住宅が西側にございまして、デガイトみたいな感じで開発されてる地域なんですけども、直近のところはもう天理市事業エリアがより近い形なんですけど、ちょっと原因者がわかんないような場合については、恐縮ながら面積割りでお願いをできたらなあというふうに思っております。何かこの点についてご質問ご意見ございましたら承りしたいと思っておりますがいかがでしょうか。さらに細かくいうと管理棟とかもあるけども、これは7で割るっっちゃうことですね。

局長：ちょっと離れてますので、影響は少ないかなということでも7市町村での。起こった場合は天理と7市町村での負担でお願いしたいと思っております。

管理者：基本的な考え方はこれでよろしゅうございますでしょうか。はい、ありがとうございます。では補償事態ができるだけ生じないように工事は慎重に進めていきたいと思っておりますが、万一の時はよろしくお願いをいたします。続きましてその他の報告事項でありますけれども、工事の進捗状況について事務局からお願いします。

係長：はい、配布しておりますお手元の資料4-1をご覧ください。表上段がエネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事、下段がマテリアルリサイクル推進施設建設工事の工程表となります。まず、上段1.エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事につきまして、令和4年9月1日より建設工事を着工し、現在までに地盤改良工事を完了しており、工場棟の基礎及びごみピットを築造するため、掘削工事及び掘削部の土留め工事を行っております。今後及び令和5年度の工程につきましては、引き続き、土工事、工場棟の基礎、ごみピット及び地下1階を含めた地下躯体工事、工場棟地上4階までの躯体工事並びに蒸気タービン発電機等のプラント設備工事を計画しております。続きまして、下段2.マテリアルリサイクル推進施設建設工事につきまして、現在は、設計期間中となります。今後及び令和5年度の工程につきましては、先ほどご協議いただきました令和5年2月23日に予定いたします起工式の挙行後、組合及び天理市事業実施区域全域を対象としました敷地内の既存工作物等の解体工事及び造成工事、令和5年度には、工場棟建設工事といたしまして、地盤改良工事、土工事、基礎等の地下躯体工事、地上3階までの躯体工事並びに付属棟工事を計画し、啓発施設となる管理棟につきまして、工場棟と同じく地盤改良工事、土工事、基礎工事及び地上4階までの躯体工事を計画しております。また、工程表の参考資料といたしまして、資料4-2にエネルギー回収型廃棄物処理施設、資料4-3にマテリアルリサイクル推進施設の施設概要を記載した全体配置図を添付しております。これらの施設整備をご報告の工程に沿って推し進めて参ります。以上です。

管理者：はい、ただいま説明させていただいた進捗状況について何かご質問ご意見等ございますでしょうか。特にございませんですか。では予定通り進んでいく前提ではありますが、進捗

ごとにまた皆さんと情報共有していきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。
続きまして報告事項の2つ目になりますけれども、先程[]からもご指摘がございました物価等の上昇に伴う建設工事費の増額見込みについて、まだ見込みであります但事務局からお願いをいたします。

係長：お手元に配布しております資料5をご覧ください。近年の物価上昇や新型コロナウイルスの影響等により、資材の高騰及び労務単価の上昇がみられ、建設工事請負契約書に規定される賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更、いわゆるスライド条項につきまして、受注者は発注者に請求することができることから、現在、両施設建設工事の受注者より、増額協議の要望を受けております。

スライド条項の条件といたしまして、残工期が2ヶ月以上であることを前提に請負契約締結の日から12ヶ月を経過した場合等となり、両施設建設工事はその条件を満たしているため、請求が可能となります。

本資料は、両施設建設工事における現時点でのスライド増額を概算として試算しております。

スライド増額の対象工事は、令和5年度以降とし、資料上段の注釈に記載の通り、増額概算としまして、エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事では約30億円、マテリアルリサイクル推進施設建設工事では約7億5千万円と試算しております。

試算方法につきましては、エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事では、プラント工事は[]が公表する物価指数、土木建築工事は国土交通省が公表する物価指数等を用い、契約時点からの上昇率を対象工事費に単純乗算にて算出しております。マテリアルリサイクル推進施設建設工事では、現在設計中のため、プラント工事はエネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事のプラント工事上昇率を転用し、土木建築工事は[]が公表する物価指数等を用い、入札書作成時点からの上昇率を対象工事費に単純乗算にて算出しております。

今後は、物価上昇率を単純乗算するだけでなく、物価上昇率を適用する工種の整理、刊行物採用単価の入替及びスライド対象期間等の精査を行い、より正確な費用の確定を行います。本表につきまして、上段は、一般廃棄物処理事業債を適用した場合、下段は、過疎債を適用した場合となり、総額約37億5千万円の増額分を構成市町村様ごとの負担額に試算しております。

また、増額に伴います交付金交付対象工事費の増額も行うため、今後、国費の追加要望を行うことから、増額分を含め、交付金、起債及び県補助をすべて交付された場合を条件としております。

表上部の灰色で明示しております『令和5年度以降の建設工事におけるスライド増額及び負担額等』につきまして、今回のスライド増額分から、交付金、起債及び県補助を差し引き、同じく灰色で明示しております『増額分 実質負担額K』にて増額負担額を示しております。また、表上部の右に同じく灰色で明示しております『増額後負担総額』につきまして、先ほどの増額分に対する実質負担額に当初負担額を加算した負担総額を示しております。

本表の各費用は、現時点での概算のため、今後の精査が必要であり、合わせて増額に対する

交付金の増額要望、変更契約等の手続きを行ってまいります。以上です。

管理者：若干補足をさせていただきますが、今の時点でまだ詳細なスライドの要望の額がきているわけではないと。見積りの詳細もこれからだと、ただエネの方の機械部分で20億くらいだというくらいがきてるんでしたっけ。

係長：そうですね、諸経費を乗せる前の段階でおおよそ20億くらいの増額を今のところ見込んでますという報告がありました。

管理者：というぐらいのまだざっくりとした言っただけなので、建設の工事の方ですね、建屋の方はちょっとまだどうなるのかがわからないということでもあります。なので私ども事務局としてもできるだけ向こうの言い値通りだけではなくて、詳細詰めていきたいんですが、聞いておるところではあまりごみ処理施設に関してこれまでスライドの実例がないということでありまして、どれだけきちんと精査しきれなのかというのが、そもそも設計自体を任せてしまってるものですから、ちょっと難しい部分はあるなと思ってます。なので、**〇〇**さんとかにも、同時期に建設されている施設が世の中にありますから、ちょっとどんな調子なんだろうというの、聞いてみてですね、世の中だいたいそんなもんなんだということなのか、ちょっと我々に対して多く言いすぎてきてるのかとか、そのあたりはできるだけ見ていきたいと思っております。で、これ先程説明しました通り、循環型交付金のDが全部付いたらという前提です。それでも全部あわせると、我々の負担額が12億を超えてきているという中なので、この12億8千万円て書いてある部分を前回陳情で**〇〇**のところ行きましたけれども、1割下げろって言われてるところをいやちょっと無理ですっていうふうに言ったところにさらにこの12億8千万をとりにはかないといかんと。また以前からお話をいただいているIの県補助。これについてもちゃんと付くという、しかもそのスライド分についてもちゃんと見てもらえるという想定でありますんで、今1月の24日で**〇〇**の日程がだいたいいけそうな感じなので陳情を予定しておりますが、このスライドの状況についてやはりしっかりとみていただかないと、その分の市町村負担が大変なことになるというのが前回から大きく違っておる新たなポイントでございますんで、ここをこら必死になってちょっと言っていきたいという状況でございます。一旦現状こんな感じなんでございますが、なんなりとご意見ご質問ございましたら、よろしく願います。

〇〇：今管理者言うてはる、それでやったら概ね率的にいうたらどれくらいの伸びをみてるわけ？例えば3割とか4割とか色々あるやん。

管理者：10何%、200何億分のこの30、えっと

〇〇：約2割？

管理者：2割いってる？そこまでいってないでしょ。

係長：1.12%増なので、1.12倍ですね。

管理者：ですから元の額が大きいので巨額に見えるんですけども、なので恐れているのはですね、今の時点で言うてきてるっていうことですから、これ令和6年度とかになった時に、いやもうちょっといりますっていうふうに言われる可能性はあります。一応5、6、7年度でと申しましたけども、先程の工程表のとおり、ほとんど5年度と6年度なんで、ちょっと6年度が特に建屋の機械も含めて、プラント本体が一番かさんでくる部分ですから、ちょっとこのあたり重要だなあと思っています。

：まだこれから物価上昇しますわね。

管理者：はい。

：日銀も金利上げたし、

管理者：まじな要素いうたらちょっとだけ●になったぐらいの部分でしょうけど、それがちゃんとどれだけ影響するか。で結構県内でも保育施設とか色んな公共施設で2割とかもって高い数字も聞くんで、12%ぐらい？今言うてるのが。でこれですから、ちょっと厳しいなというところですよ。

：2割ぐらいくるかわからんな。最低でも。

局長：ですから我々も10市町村の首長さんに説明せなあかんわけやから、できるだけ資料を出してこいということで求めてるんですけど、なかなかその資料、見積とかが多すぎて設計して発注する場合はその単価入れ替えたならそれで済むんですけども、なかなか難しいところがありますよと。できるだけ必要な書類は出させるように努力しますが、

：ということは今年度、これ令和5年やから令和5年度中に補正をうって対応せなあかんような状況もあるわけやね。

局長：その後ね、ちょっとこのあと工程的なこともちょっとご説明させていただきますんで、こういうかたちでいった場合の話ですけど。

管理者：まあまあ合わせて今もう議論になってますから言うてください。

係長：そうしましたら、資料6をご覧ください。本資料は、先ほどご説明いたしましたスライド概算増額につきまして、増額の精査による確定、交付金の増額要望及び変更契約に係る

今後の予定を記載しております。表中 1.にはエネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事、2.にはマテリアルリサイクル推進施設建設工事のスライド適用に係る工程、3.には組合及び構成市町村議会定例会の実施時期、4.には循環型社会形成推進交付金の交付関連、5.には負担金関連を記載しております。

まず、1. エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事につきまして、a. スライド請求及び関連協議等では、受注者からの請負代金変更協議の請求、スライドの適用基準となる物価指数等の協議、変更内訳書を含むスライド内容の確認等を行い、b. 変動額の確定を令和5年2月中旬から3月中旬に行う予定となります。

今回のスライド対象は、ご説明させていただいたとおり令和5年度以降の建設工事を予定すること、スライド適用による変更契約は、スライド対象となる年度中に実施できることから、令和4年度に実施の工事は、スライド対象外となります。

d. 組合議会承認に記載の通り、令和5年7月に[]を開会し、国費対象費用の増額を見込む令和5年度工事請負予算の増額、令和6及び7年度債務負担予算の増額を上程予定とし、同年8月の[]にて、建設請負契約の増額変更契約を上程予定としております。

次に、2. マテリアルリサイクル推進施設につきまして、エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事と同様の手続を行いますが、現在、設計期間中であることから、変更額の確定は、令和5年5月中旬から6月下旬頃の予定となりますが、d. 組合議会承認は、エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事と同時に上程予定といたします。

次に3. 議会関連につきまして、a. 組合議会は、ご説明の通り、臨時及び定例議会を計画しております。

b. 構成市町村議会につきまして、国費増額の認可に関わらず、令和5年度工事請負予算が増額されるため、構成市町村様におかれましては、令和5年12月議会にて、負担金増額補正予算案の上程をお願いすることとなります。

また、b. 地方債申請では、年度内に2回程度、地方債対象額の報告があるとの情報より、組合議会承認後、令和5年12月の報告に増額申請を行う場合は、構成市町村様にてご対応をお願いいたします。工程としては以上となります。

管理者：議会の関係とかはですから2月ですけども、今度全協でもちょっとスライドみたいなんできてますよというのはあらかじめご説明せざるを得ないかなと思っておるんですが、その交付金関連間違いなくこのタイミングで大丈夫なんでしょうね。

係長：えっとね、これがね、直近の交付申請なので若干ずれる可能性があるんですけどおおよそ変わらない。

管理者：ですから、ちょっとその額が大きい。すでに[]がもってるお金が今の時点でも全部賄えないから1割減額しろって言ってきてるぐらいなんで、国の方がもし対応しようと思ったら、国全体でこれ補正うってくれるかたちになるんですかね。そうでもなかったら財源ないって言われちゃう。だからそのへんのちょっと運び方を今度陳情に行ったときにき

ちんと事務レベルにも聞きながらタイミングを間違えて、いやちよっともうここからでは無理ですっていう話になったらこれにつちもさつちもいきませんからね。

局長：県とも協議しながら調整させていただきたいと思います。

管理者：まあ前回の1割カットは無理ですというやつは[]がその後局長室に直に乗り込んでいただくというところがありましたんで、今回についてもとにかく必死の要望をやっついて本来の割合分は抑えていきたいなというところなんです。ちよっここは議会との関係も国の増額要望いつやるかによってそっちベースで日付も決めないとあきませんよ。

係長：はい。

管理者：うん。他そういった点も踏まえて何かご意見ございましたら。

[]：管理者言うてくれてるとおりで、そのような考え方で進めていただいたらな、我々としては。

管理者：ちよっその

[]：早い目早い目に

管理者：素直に今度ですから、文章ではスライドで相当額あがるんでやはりその分も補助よろしくお願ひしますっていうのも入れるので、少なくとも●のところにはいきますから、どういう手続きでやったらいいですかみたいなのもその場ずつめていってですね、それで幹部の方からちよっ間違いがないようにご指南いただけるようにはしたいなというふうに思ってますし、選出の国会の先生方にもくれぐれもその部分をご配慮いただきたいということで言っていきたいと思います。ごててどうにもならないことだとは思いますが、ちよっ額が大きいんで、でgの部分で一般財源これ書いてございますんで、各予算の今後の編成にあたってこのgの部分はそのまま5年度と6年度に各市町村議会で真水で出てくる額になりますんで、ちよっ年頭に今から入れといていただけたらなというふうに思っています。[]おっしゃるように6年度さらにきたらきついなというところあるんですけど。今日の一番重い部分はここでございますして、一応こちらでご準備したのは以上ですね。

係長：はい。

管理者：はい。ということで事務局サイドでご説明を考えていたのはここまでなんでございますが、この機会でございますんで、何か他ございましたらお承りしますけれどもいかがでございますでしょうか。

： ちょっとね、参考にちょっと話聞かせて欲しいねんけど。これ建設しますやん、当然このグループのゴミの整理をしてもらうわけやけど、出来上がった段階で当然余裕があると思うんだけど、その余裕の幅っていうのはだいたいどの程度の幅があるのかなど。こんなまだ先の話やけど。

係 長： 処理の量

管理者： 処理能力からしてね。

局 長： 処理能力は基本的には余裕はないんですけど、災害廃棄物を 10%みてますんで、それをすると 10%は

管理者： ただまあ実際には人口減だとか校区のごみの減量化とかで、毎回フルでくるわけじゃないと思うんで。ですから波があるところの一番高いところで当然見てるわけなんですね。

局 長： 平成 28 年に計画をいたしました、そこのごみ量からまあ何年か、完成が何年か先ですんでその時のごみ量を計算しますんで、実際に減ってきての話ですけども、今のところ目標にはだいたい近づいてますけどそれが減ってることはないので、まずもっと減量の方策を考えていただかなければならないような時期が出てくるかもわかりません。

： なかなか減らへんな。現実論として。

管理者： まだ雑談レベルで考えていただいたらなんですけど、かつて某 I 町さんから変わられたタイミングで入れないかって言われた。その時によりは今入ってしまわれると結局アセスにも影響出てくる、で地元にも説明もまたせにゃならんという中でそれは状況によって運転後にどれだけ余裕が出てくるか次第ですっていうことでは会話してたことがあるので、今後ほんとに減ってきた時にまだそういう一緒になりたいよというところがうまく入り込めれば、その議論っていうのはあり得るとは思うんですけど。

局 長： まずは稼働して様子を見ないとなかなか答えが出せないというところ

管理者： この中でもマテリアルの部分はまずさんがそのタイミングで入られるかどうかっていうのは議論しないといけないところだと認識をしておりますんで。今の時点ですごく空きがあるものを造ってるっていうことではないと。

局 長： 結構マテの場合は焼却施設は 1 週間分のごみを溜めるピットがあるんですけど、マテの場合は 1 年間で 365 で割って出してます。1 日の平均を出してますから、例えば収集日が重なるとなかなか処理できないということと言われてまして、そのへんの今調整を担当者の皆さんと協議してるところですんで、

管理者：それはでもあれじゃないの、積み替え施設のところでちょっと持っというてもうて

局長：だからそれは溜めるところがあればそれはそれでいいんですけども、もしそれができなかつたらその日に運んでこなあかんと、なってきたら収集日の調整もせなあかんいうところがあつてですね、ちょっと今協議

管理者：あれでしょ、プラゴミ資源化がもっとがんがん進んできた場合に元々想定している以上を受けないといけなくなつたらどうするかっていうのが今後想定される問題ですよな。

局長：だからそれをうまくペットボトルでも積んできてすぐ開ける計画なつてますけど、それが重なつてくると処理ができないと。だから集まってくる日をちょっと分けさせてもらわないというところもありますんで、マテの方は調整が結構必要になるかと。

：今の●議会でも当初と違って議員さんもマテリアルの方にもつていうご意見あつたんですけど、さっき事務局長おっしゃっていただいたように、稼働しないところちがそういう思いもあつてもやっぱりそういう物理的なことあつたりとか色んな関係ございますんで、だから稼働してからの話になりますよということで今議会の方には説明させてもらつて、一応納得していただけてるということで、稼働してからまた提案する場面も出てくるかもわからへんで、少しちょっと頭に入れていただけたら。

管理者：■さんについては、元々この組合のメンバーなんで全く組合外のところとはちよつとわけが違うと思つておりますんで、出来るだけ協力できるように事前からしっかり話をしていけたらと思つますが、対外的には今おっしゃっていただいたようなかたちでお願いできたらと思つます。

：1月24日に陳情に行くんですけど、その時間帯とか決まってるんですか。

管理者：まだ■の方に日程投げさせていただいたところなんで、まだ確定じゃないです。

：午前中に道路の陳情が入つてまして

管理者：あー、なるほど午後の方がいいということですね。

局長：■もなんか午前中は

管理者：じゃあできるだけ午後ということでもた

■：午後遅い時間帯？名古屋で昼12時までおりますねん。

管理者：前もそうだったんですけど、基本的に政務三役のところに次官と局長も入ってもらって一緒に聞いてもらうっていうスタイルなんで、ちょっとその時のたぶん国会の日程とかそういうのも合わさってかなと思うんで、普通に国会の関係考えれば午後遅い目っていうふうと言われる可能性が高いかなと思うんですけど、前もそうでしたっけ。そんな感じでしたね。まあ今年もできれば[]始め県出の先生方にその要望の場に同席をいただきたいっていうところはあるんですけど、そんな早い時間にはたぶんならんかなとは思いますが。その前に[]とかも行っとかんとっていうところがありますんで、またそこは日程固まり次第、はい、

[]：それやったらあれやな、当日行ってその日は泊まるというような日程の方がいいんやな。

：の方がベターかもしれないですね。

[]：前のりするよりはな。

：前のりよりは1泊するんやったら後ろの方が

管理者：私も前後をどうしようかなと思って、たしかに次の日を押さえてた方がよさそうですね。

[]：前のりするよりその日

：朝から行って、

：その方が楽ですね。

管理者：遅なりますからね24日は。

：前日も4時ごろ行った記憶、暗くなりかけてたような

管理者：でもまあ比較的思ってたよりは早くいけたんで、あとはもし大臣がいけてもやはり県選出ですから[]のところはいずれにしても別途行かないといかんかなとは思っておりますんで、そういうかたちでよろしくをお願いします。

：それともう1点、僕この会議に参加させてもらったんはつい最近なんで、スタート時点とか入ってないんですけど、ちょっとわからないとこ、先程の補償の件なんですけど、家屋、あの時に天理事業エリアと組合事業エリアあって、面積割ですよって言われたんですけど、その組合事業エリアのもし負担が出てきた場合にその額っていうのは7分の1ですかそれとも

管理者：7の市町村でごみ量割合です。

：工事費割と同じような考え方で。わかりました。

：せやけど、俺あの時間こうと思ったけど、そんなんもうええわと思って聞かんかったけど、原因のわからないっていうのはそんないで。

局長：そういうふうに思ってるんですけど、何が起こるかわかりませんので

：ただ表現としてはな、そりゃいれといた方が無難やと思うから入れてくれてはると思うけど。まあ原因のわからないような状況っちゅうのはよっぽどがなかったらないと思うわ。

局長：事前の調査はもうさせていただいてますんで、事後調査という形でそれが事後調査の時に出てきた時、それがなんの原因かっていうのはわからないとか、そういうふうに出てくる可能性がありますんで、

管理者：すぐやったらね、こないだのやつみたいな、

：より私なんかよりご専門だと思いますけども。

局長：●することのないように努力します。

管理者：他いかがでございましょうか。では大変円角に議事の方早く終わりましたけども、ありがとうございました。

以上